

平成31年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	平成31年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	平成31年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 "
議案第 3 号	平成31年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	21 "
議案第 4 号	平成31年度徳島市下水道事業特別会計予算	27 "
議案第 5 号	平成31年度徳島市奨学事業特別会計予算	33 "
議案第 6 号	平成31年度徳島市土地取得事業特別会計予算	39 "
議案第 7 号	平成31年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	45 "
議案第 8 号	平成31年度徳島市介護保険事業特別会計予算	51 "
議案第 9 号	平成31年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	57 "
議案第 10 号	平成31年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	63 "
議案第 11 号	平成31年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	69 "
議案第 12 号	平成31年度徳島市商業観光施設事業会計予算	73 "
議案第 13 号	平成31年度徳島市水道事業会計予算	79 "
議案第 14 号	平成31年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	85 "
議案第 15 号	平成31年度徳島市市民病院事業会計予算	89 "

平成 31 年度 徳島市 一般会計 予算

平成31年度徳島市一般会計予算

平成31年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,670,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		41,192,283
	1 市 民 税	18,698,511
	2 固 定 資 産 税	17,372,181
	3 軽 自 動 車 税	731,384
	4 た ば こ 税	1,691,063
	5 都 市 計 画 税	2,699,144
2 地 方 譲 与 税		637,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	167,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	455,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	15,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	800
3 利 子 割 交 付 金		81,000
	1 利 子 割 交 付 金	81,000
4 配 当 割 交 付 金		267,000
	1 配 当 割 交 付 金	267,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		263,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	263,000

款	項	金 額
6 ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	30,000
7 地方消費税交付金		4,695,000
	1 地方消費税交付金	4,695,000
8 自動車取得税交付金		62,000
	1 自動車取得税交付金	62,000
9 環境性能割交付金		21,000
	1 環境性能割交付金	21,000
10 地方特例交付金		1,102,930
	1 地方特例交付金	138,300
	2 子ども・子育て 支援臨時交付金	964,630
11 地方交付税		8,734,000
	1 地方交付税	8,734,000
12 交通安全対策特別交付金		59,000
	1 交通安全対策特別交付金	59,000
13 分担金及び負担金		749,590
	1 負担金	749,590
14 使用料及び手数料		1,665,492
	1 使用料	1,073,093

款	項	金 額
	2 手 数 料	592,399
15 国 庫 支 出 金		19,733,476
	1 国 庫 負 担 金	17,346,161
	2 国 庫 補 助 金	2,276,151
	3 国 庫 委 託 金	111,164
16 県 支 出 金		7,335,399
	1 県 負 担 金	5,145,351
	2 県 補 助 金	1,737,175
	3 県 委 託 金	452,873
17 財 産 収 入		99,144
	1 財 産 運 用 収 入	81,644
	2 財 産 売 払 収 入	17,500
18 寄 附 金		266,150
	1 寄 附 金	266,150
19 繰 入 金		1,059,724
	1 基 金 繰 入 金	1,059,724
20 諸 収 入		1,989,212
	1 延 滞 金	55,000
	2 預 金 利 子	3,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	857,591

款	項	金額
	4 受 託 事 業 収 入	65,000
	5 雜 入	1,008,621
21 市 債		9,626,800
	1 市 債	9,626,800
歲 入	合 計	99,670,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		550,207
	1 議 会 費	550,207
2 総 務 費		7,621,239
	1 総 務 管 理 費	5,799,279
	2 徴 税 費	948,746
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	391,228
	4 選 挙 費	336,328
	5 統 計 調 査 費	69,002
	6 監 査 委 員 費	76,656
3 民 生 費		47,693,581
	1 社 会 福 祉 費	20,371,751
	2 児 童 福 祉 費	16,255,976
	3 生 活 保 護 費	11,065,454
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,591,990
	1 保 健 衛 生 費	4,825,121
	2 清 掃 費	4,766,869

款	項	金額
5 労働費		56,189
	1 労働諸費	56,189
6 農林水産業費		1,085,461
	1 農林水産業費	368,959
	2 農地費	716,502
7 商工費		1,814,668
	1 商工費	1,814,668
8 土木費		10,871,750
	1 土木管理費	287,352
	2 道路橋りょう費	2,346,668
	3 河川及び排水施設費	974,635
	4 港湾費	2,076
	5 都市計画費	6,355,154
	6 住宅費	905,865
9 消防費		2,830,996
	1 消防費	2,830,996
10 教育費		8,763,868
	1 教育総務費	855,384
	2 小學校費	1,342,057

款	項	金額
	3 中 学 校 費	794,917
	4 高 等 学 校 費	923,932
	5 幼 稚 園 費	1,133,634
	6 学 校 給 食 費	1,244,071
	7 社 会 教 育 費	1,409,196
	8 保 健 体 育 費	1,060,677
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,710,051
	1 公 債 費	8,710,051
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歲 出	合 計	99,670,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	131,459

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム改修事業	平成31年度から平成37年度まで	585,106
庁舎省エネルギー化推進事業	平成32年度から平成37年度まで	1,788
コミュニティセンター指定管理料	平成32年度及び平成33年度	4,292
軽自動車税納税通知書等作成事業	平成31年度及び平成32年度	2,500
老人いこいの家指定管理料	平成32年度及び平成33年度	22
教育・保育施設等整備費補助	平成32年度	269,890
一般廃棄物中間処理施設整備環境影響評価実施事業	平成32年度及び平成33年度	215,050
一般廃棄物中間処理施設整備実施計画策定事業	平成32年度	27,693
漁業近代化資金利子補給	平成32年度から平成37年度まで	2,860
企業誘致・雇用拡大等推進事業	平成32年度から平成35年度まで	22,000
小規模事業者経営改善資金利子補給	平成32年度	3,300
まちづくり活動センター指定管理料	平成32年度及び平成33年度	60
天狗久資料館指定管理料	平成32年度及び平成33年度	98
徳島城博物館省エネルギー化推進事業	平成32年度から平成37年度まで	462
考古資料館指定管理料	平成32年度及び平成33年度	1,172
体操センター指定管理料	平成32年度及び平成33年度	136
夜間運動場指定管理料	平成32年度及び平成33年度	140
ライフル射撃場指定管理料	平成32年度及び平成33年度	98

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	64,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成62年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	15,600			
文化センター解体事業	37,200			
隣保施設整備事業	1,900			
高齢者福祉施設整備事業	9,500			
学童保育会館整備事業	4,000			
教育・保育施設等整備費補助事業	130,400			
認定こども園整備事業	603,200			
水道事業会計出資	35,700			
葬斎場整備事業	1,200			
清掃運搬施設整備事業	33,800			
廃棄物処理施設整備事業	261,800			
一般廃棄物中間処理施設整備推進事業	25,100			
し尿処理施設整備事業	45,800			
農林業振興事業	2,100			
農地施設整備事業	277,000			
観光施設整備事業	9,700			
道路橋りょう整備事業	2,152,300			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河 川 事 業	11,400			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	2,800			
排 水 施 設 整 備 事 業	790,300			
都 市 計 画 事 業	517,600			
公 営 住 宅 建 設 事 業	200,300			
消 防 施 設 整 備 事 業	93,500			
防 災 施 設 整 備 事 業	51,300			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	170,900			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	79,600			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	24,000			
学 校 給 食 施 設 整 備 事 業	37,700			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	46,300			
動 物 園 施 設 整 備 事 業	48,000			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	535,700			
災 害 復 旧 事 業	27,500			
臨 時 財 政 対 策	3,279,000			

平成 31 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,636,614千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 料		4,350,966
	1 国 民 健 康 保 險 料	4,350,966
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,757
	1 手 数 料	2,757
3 県 支 出 金		18,255,109
	1 県 補 助 金	18,255,109
4 繰 入 金		2,726,705
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,726,705
5 諸 収 入		28,595
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	504
	2 雑 入	28,091
6 繰 越 金		272,482
	1 繰 越 金	272,482
歳 入	合 計	25,636,614

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		653,212
	1 総 務 管 理 費	653,212
2 保 險 給 付 費		17,857,641
	1 保 險 給 付 費	17,857,641
3 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		6,833,729
	1 医 療 給 付 費 分	4,997,451
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,336,121
	3 介 護 納 付 金 分	500,157
4 保 健 事 業 費		240,679
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	154,974
	2 保 健 事 業 費	85,705
5 公 債 費		4,380
	1 公 債 費	4,380
6 諸 支 出 金		36,973
	1 諸 支 出 金	36,973
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	25,636,614

平成31年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成31年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

平成31年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,476千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		82
	1 諸 収 入	82
2 県 支 出 金		10,000
	1 県 補 助 金	10,000
3 繰 入 金		85,294
	1 一 般 会 計 繰 入 金	85,294
4 市 債		43,100
	1 市 債	43,100
歳 入	合 計	138,476

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		138,176
	1 事 業 費	103,953
	2 公 債 費	34,223
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	138,476

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	43,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成62年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 31 年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成31年度徳島市下水道事業特別会計予算

平成31年度徳島市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,073,393千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当(賃金に係る職員手当を除く。)及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		60,573
	1 負 担 金	60,573
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,462,467
	1 使 用 料	1,462,211
	2 手 数 料	256
3 国 庫 支 出 金		497,250
	1 国 庫 補 助 金	497,250
4 繰 入 金		2,163,074
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,163,074
5 諸 収 入		10,029
	1 受 託 事 業 収 入	5,000
	2 雑 入	5,029
6 市 債		1,880,000
	1 市 債	1,880,000
歳 入 合 計		6,073,393

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 下 水 道 費		6,063,393
	1 管 理 費	1,292,506
	2 建 設 費	1,833,803
	3 便 所 水 洗 化 費	14,542
	4 公 債 費	2,737,107
	5 諸 費	185,435
2 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,073,393

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	1,880,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、平成72年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成 31 年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成31年度徳島市奨学事業特別会計予算

平成31年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		12,396
	1 奨 学 事 業 収 入	12,396
2 繰 入 金		2,782
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,782
3 繰 越 金		4,164
	1 繰 越 金	4,164
歳 入	合 計	19,342

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		19,321
	1 貸 付 事 業 費	19,321
2 公 債 費		21
	1 公 債 費	21
歳 出	合 計	19,342

平成 31 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成31年度徳島市土地取得事業特別会計予算

平成31年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ945,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		933,986
	1 貸付金元利収入	933,986
2 諸収入		11,188
	1 諸収入	11,188
歳 入	合 計	945,174

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		933,986
	1 貸付金	931,650
	2 公債費	2,336
2 諸支出金		11,188
	1 諸支出金	11,188
歳 出	合 計	945,174

平成 31 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成31年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成31年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,569千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		3,353
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,353
2 繰 入 金		1,216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,216
歳 入	合 計	4,569

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		279
	1 貸 付 事 業 費	279
2 公 債 費		4,290
	1 公 債 費	4,290
歳 出	合 計	4,569

平成 31 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成31年度徳島市介護保険事業特別会計予算

平成31年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,008,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		5,384,557
	1 介 護 保 險 料	5,384,557
2 使 用 料 及 び 手 数 料		573
	1 手 数 料	573
3 国 庫 支 出 金		6,519,966
	1 国 庫 負 担 金	4,644,024
	2 国 庫 補 助 金	1,875,942
4 支 払 基 金 交 付 金		7,060,184
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,060,184
5 県 支 出 金		3,711,369
	1 県 負 担 金	3,542,928
	2 県 補 助 金	168,441
6 財 産 収 入		2,133
	1 財 産 運 用 収 入	2,133
7 繰 入 金		4,329,408
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,976,473
	2 基 金 繰 入 金	352,935

款	項	金 額
8 諸 収 入		100
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	100
歳 入	合 計	27,008,290

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		581,529
	1 総 務 管 理 費	581,529
2 保 険 給 付 費		25,190,626
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	25,190,626
3 地 域 支 援 事 業 費		1,213,052
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	960,238
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	252,814
4 基 金 積 立 金		2,133
	1 基 金 積 立 金	2,133
5 公 債 費		3,000
	1 公 債 費	3,000
6 諸 支 出 金		7,950
	1 諸 支 出 金	7,950
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	27,008,290

平成 31 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,831,176
	1 後期高齢者医療保険料	2,831,176
2 使用料及び手数料		459
	1 手 数 料	459
3 繰 入 金		862,846
	1 一 般 会 計 繰 入 金	862,846
4 諸 収 入		6,292
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,736
	2 雑 入	556
歳 入	合 計	3,700,773

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		55,924
	1 総 務 管 理 費	51,634
	2 徴 収 費	4,290
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,629,113
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,629,113
3 諸 支 出 金		5,736
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,736
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,700,773

平成 31 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成31年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

平成31年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,333,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		17,333,502
	1 振 替 収 入	17,333,502
歳 入	合 計	17,333,502

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,333,502
	1 給 与 等 支 払 費	17,333,502
歳 出	合 計	17,333,502

平成 31 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

平成31年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取	扱	量	
ア	水	産	物
			33,000トン
イ	青	果	物
			73,000トン
(2) 主要な建設改良事業			
	LED	照明	設置
			工事
			10,791千円
	発泡	スチロール	減容機
			改修
			工事
			28,457千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	市場	事業	収益	571,154千円
第1項	営業	収益		406,304千円
第2項	営業	外	収益	164,850千円
		支	出	
第1款	市場	事業	費用	598,498千円
第1項	営業	費用		578,386千円
第2項	営業	外	費用	19,112千円
第3項	予	備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,553千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,463千円及び過年度分損益勘定留保資金103,090千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	38,691千円
第1項 出 資 金	38,576千円
第2項 固定資産売却代金	115千円
支 出	
第1款 資本的支出	148,244千円
第1項 建設改良費	71,093千円
第2項 企業債償還金	77,151千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費130,154千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、143,727千円である。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

平成 31 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

平成31年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	62,832器
イ 年間総利用人数	191,198人
ウ 一日平均利用人数	522人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	81,252台
(ア) 普通駐車	54,534台
(イ) 全日定期駐車	7,320台
(ウ) 夜間定期駐車	11,346台
(エ) 昼間定期駐車	8,052台
ウ 一日平均駐車台数	222台
(ア) 普通駐車	149台
(イ) 全日定期駐車	20台
(ウ) 夜間定期駐車	31台
(エ) 昼間定期駐車	22台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	287台
イ 年 間 駐 車 台 数	135,786台
(ア) 普 通 駐 車	92,598台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	18,666台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5,124台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	19,398台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	371台
(ア) 普 通 駐 車	253台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	51台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	14台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	53台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	154台
イ 年 間 駐 車 台 数	371,490台
(ア) 普 通 駐 車	366,000台
(イ) 泊 駐 車	3,660台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1,830台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	1,015台
(ア) 普 通 駐 車	1,000台
(イ) 泊 駐 車	10台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	商業観光施設事業収益	205,925千円
第1項	索道営業収益	16,364千円
第2項	駐車場営業収益	171,396千円

第3項	営業外収益	18,165千円
	支出	
第1款	商業観光施設事業費用	191,248千円
第1項	索道営業費用	59,155千円
第2項	駐車場営業費用	127,671千円
第3項	営業外費用	3,422千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

	支出	
第1款	資本的支出	54,405千円
第1項	建設改良費	40,810千円
第2項	企業債償還金	13,595千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,420,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

平成 31 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

平成31年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	128,748戸
(2) 年間総配水量	31,338,000m ³
(3) 一日平均配水量	85,623m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	734,015千円
配水施設事業	1,798,891千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	水道事業	収益	5,433,696千円
第1項	営業	収益	4,788,086千円
第2項	営業外	収益	637,425千円
第3項	特別	利益	8,185千円
	支	出	
第1款	水道事業	費用	5,104,404千円
第1項	営業	費用	4,396,301千円
第2項	営業外	費用	700,118千円
第3項	特別	損失	5,985千円
第4項	予備	費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,820,684千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,335千円、当年度分損益勘定留保資金1,645,620千円、減債積立金742,338千円及び建設改良積立金430,391千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		1,277,617千円
第1項	企業債	850,000千円	
第2項	工事負担金	31,000千円	
第3項	加入金	252,184千円	
第4項	負担金	16,600千円	
第5項	県補助金	47,476千円	
第6項	他会計補助金	43,381千円	
第7項	固定資産売却代金	1,276千円	
第8項	他会計出資金	35,700千円	
		支 出	
第1款	資本的支出		4,098,301千円
第1項	建設改良費	2,622,881千円	
第2項	企業債償還金	1,475,420千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務	平成32年度から平成35年度まで	15,161千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	150,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
配水管整備事業	700,000千円			

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,245,453千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,971千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、248,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

平成 31 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

平成31年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	6,588両(一日平均18両)
(2) 年間運転キロメートル数	650,546キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,713,843人
(4) 一日平均輸送人員	4,683人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	675,495千円
第1項	営業収益	300,583千円
第2項	営業外収益	374,912千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	691,092千円
第1項	営業費用	668,867千円
第2項	営業外費用	21,225千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,197千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175千円及び過年度分損益勘定留保資金17,022千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		373千円
第1項	補助金		373千円
		支	出
第1款	資本的支出		17,570千円
第1項	建設改良費		1,925千円
第2項	企業債償還金		15,645千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 535,882千円 |
| (2) 交際費 | 300千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、324,252千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

平成31年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

平成 31 年度徳島市市民病院事業会計予算

平成31年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	335床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入院患者数	101,016人
イ 外来患者数	107,448人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	276人
イ 外来患者数	444人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	230,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	11,008,512千円
第1項 医業収益	9,516,210千円
第2項 医業外収益	1,487,302千円
第3項 特別利益	5,000千円

支 出

第1款	病院事業費用	10,991,599千円
第1項	医療費用	10,572,487千円
第2項	医療外費用	389,112千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額396,877千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,421千円及び過年度分損益勘定留保資金395,456千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	810,891千円
第1項	企業債	230,000千円
第2項	負担金	580,891千円

支 出

第1款	資本的支出	1,207,768千円
第1項	建設改良費	248,910千円
第2項	企業債償還金	958,858千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
包括業務委託	平成32年度及び平成33年度	27,711千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具等整備事業	230,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,078,594千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、294,021千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,494,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数	量
1 取 得 す る 資 産	医療機械器具備品	生化学自動分析装置システム	一	式
	医療機械器具備品	X線撮影装置	一	式
	医療機械器具備品	電話交換設備	一	式
	医療機械器具備品	眼科手術システム	一	式

平成31年 3 月 4 日提出

徳 島 市 長 遠 藤 彰 良

この冊子は再生紙を使用しています。